

# 総会議事録

令和5年8月

令和5年8月9日(水)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和5年8月9日(水)  
開会 午前9時32分、閉会 午前10時25分  
場所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、酒井 義浩  
関野 揭司、菖蒲谷 透、山田 正明、松本 聰、吉田 雅典  
吉田 進、垣根 敏孝、土井 司

12名

欠席 宮崎 正之、小山 有美恵

2名

## 農地利用最適化推進委員

出席 杉本 廣行、粉川 正太郎、柴田 真市、糸井 真、瀬戸 享明  
溝口 喜順、志水 雅

7名

欠席 平野 信也、古橋 隆三、橋本 学

3名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第29号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年8月の定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中19名です。欠席は宮崎委員、小山委員、平野委員、古橋委員、橋本委員の5名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。山田委員、松本委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第28号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたことについて議決を求めます。4件ございます。

1番です。農地の所在は大字宮村※※番、登記地目は畠で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※となっております。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により営農規模を縮小するためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。2番です。農地の所在は大字上司※※番、登記地目は畠で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※の※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、この農地は※※様が管理をされておりますが、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、住宅の隣接地で家庭菜園を行うためです。3番です。農地の所在は大字日置※※番、登記地目は畠で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、住宅の隣接地で家庭菜園を行うためです。

裏面の4頁をお願いします。最後4番です。農地の所在は大字日置※※番、登記地目は田で面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては5頁、6頁に地図を添付しております。最初に5頁をお願いします。上が1番の宮村の案件になります。図面の中央に府道9号線、左手に太手川となっております。図面には載っておりませんが、図面の少し上が宮津天橋高校、図面下側が上宮津方面となっております。右下に京都丹後鉄道宮村駅の記載があり、右手が宮村集落となっております。申請農地はこの集落内の民家に囲まれた住宅区域となっております。次に下の2番をお願いします。上司の案件となっております。図面の左に国道178号線、中央が京都丹後鉄道、右側に集落内を通る府道604号線、その上側に栗田地区公民館を記載しております。中央付近に京都丹後鉄道栗田駅を記載しております。申請農地は栗田駅付近の鉄道沿いとなっております。次に裏面の6頁をお願いします。3番、4番の日置の案件となっております。なお、この3番、4番の地図は上下に繋がる1組の地図となっておりますので、2枚セットで御覧ください。下の地図をお願いします。地図は右手が海岸、左が山手となっております。国道178号線と世屋地域へ入る

府道 75 号線を記載しており、中央、府道横に日置小学校となっております。4番の日置※※の農地は図面の左手、日置小学校の山側、一団の農地の山際となっております。また、上の地図になりますが、中央に府道 75 号線、図面の右上が日置上集落となっておりますが、3番の申請農地は日置上集落内の住宅区域で住宅に囲まれた場所となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に 7 頁をお願いします。現地の写真を掲載しております。上の 1 番が宮村の案件となっております。画面中央の点線に囲まれた部分が申請農地となっており、農地の奥に写っております民家が※※様の住んでおられる住宅となっております。この農地は以前から近所ということで今回申請の譲受人の※※が管理を頼まれているということで、状況は写真のとおり雑草が伸びかけておりますが現在は中央付近でかぼちゃ等を栽培されております。次に下の 2 番の上司の写真をお願いします。赤い点線で囲まれた部分が申請農地で、奥に鉄道が見えております。左の民家が今回申請の譲受人であります※※様の住宅となっております。この農地は所有者の高齢化により、永年耕作されておらず保全管理も困難になってきたことから荒廃が進みかけている農地となっております。※※様は自宅の隣が荒廃すると困るので、農地として取得し家庭菜園として利用しながら保全管理を行いたいとのことでした。次に 3 番の日置の案件をお願いします。点線に囲まれました部分が申請農地となっております。四方を民家に囲まれた小さい農地であります、写真のとおり多種の作物が整然と栽培されております。こちらにつきましても奥に見えます緑色の民家及び附属の建物が今回申請の譲受人、※※様の住宅及び物置となっております。※※様は昨年 11 月にこの住宅へ転入され、この春から様子見てこの農地の耕作を始められましたが、営農の見込みが立ってきたことから正式にこの農地を取得し耕作を続けたいとのことでした。次に最後の 4 番をお願いします。同じく日置の案件となっております。一団の農地の最も山際となっておりますが、写真のとおり前管理者により適正に管理をされております。申請人は、現在は経営農地はありませんが、子供の頃から御近所や親戚の農作業の手伝いをされ、農業には携わつおられるとのことでした。今回この申請農地を取得し、独立され別世帯となっておりますが御家族と一緒にヒオウギの栽培に挑戦してみたいとのことで、当委員会日置担当の吉田進委員がヒオウギ栽培の指導を引き受けられることになっているとのことでした。

次に 8 頁から 11 頁にかけて、許可申請に係る調査書を添付しております。まず 8 頁をお願いします。1 番の宮村になります。この調査書につきましては、左端に第 2 項第 1 号から 6 号と記載があり、各々の条項について現状と照らし合わせ調査を行っておりますが、条項の内容が全て取得できない条件の内容となっております。従いまして条項の内容に該当しますと、農地を取得することができないという表現になっております。調査書の最初にあります第 2 項第 1 号をお願

いします。かっこ書きで全部効率利用の要件となっております。条項の内容につきましては、新たに農地を取得しようとする者が、取得する全ての農地を適正に管理できると認められない場合となっております。認められない場合に該当すると判断されると、農地を取得できることになります。調査書の中央の列、判断の理由になりますが、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました、従いまして右端の該当の覧は、条項に該当しないということで、「しない」と記載されることになります。次の第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人ということで、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得しようとする場合、という内容となっております。判断の理由の欄になりますが、今回農地を取得する譲受人は個人であり法人ではありませんので、該当欄はしないとなっております。次の第2項第3号です。信託ということで、信託による取得である場合という内容の条項になりますが、これにつきましては本人が直接農地を取得しようとするもので、第三者を間に介した、信託による取引によるものではないことからこちらも該当しないとなります。次に第2項第4号の、農作業常時従事及び第5号の転貸禁止につきましては、農作業に必要な常時従事であると認められない場合。また5号は、第三者に貸付ける目的で農地を取得する場合という内容になっております。これらにつきましては、申請時の聴き取り調査及び提出された計画書等によりまして、譲受人は取得した農地を常時、所有者自身で適正に管理できる従事状況が見込めることから、これらにつきましても該当しないと判断しております。最後の第2項第6号の、地域調和につきましては、地域との調和、また、周辺農地等の総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合という内容になっております。当該農地につきましては、去る7月31日に地区担当の酒井委員、杉本委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しており、地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から当該農地の耕作に関っており、適正に管理をされていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。よって該当しないとしております。

次に裏面の9頁をお願いします。2番の上司になります。調査書の第2項第1号から第2項第5号につきましては、先程の1番の案件と重複いたしますので説明を省略いたしますが、同じ理由により全て該当しないとなっております。1番下の第2項第6号の、地域調和につきましては、去る7月28日に地区担当の菖蒲谷委員、柴田委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は当該農地に隣接する住宅で生活しており、家庭菜園での利用を予定しておりますが、これにより周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に10頁をお願いします。3番の日置になります。調査書の第2項第1号か

ら第2項第5号につきましては、先程の1番、2番と同様に全て該当しないとなっております。1番下の第2項第6号の、地域調和につきましては、去る7月26日に地区担当の吉田進委員、瀬戸委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から当該農地の耕作に関っており適正に管理をされていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に裏面の11頁をお願いします。最後、4番の日置になります。こちらにつきましても調査書の第2項第1号から第2項第5号につきましては、先程までの案件と同様の判断理由により該当しないとなっております。1番下の第2項第6号の地域調和につきましては、3番と同日の7月26日に地区担当の吉田進委員、瀬戸委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人の営農従事状況、また吉田進委員の指導も含めた今後の営農環境等から、周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第28号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は酒井委員、2番は菖蒲谷委員、3番及び4番につきましては吉田進委員からそれぞれ報告をお願いします。

〔酒井委員〕 7月31日に現地確認を行いました。私もこの土地は良く知っていますけども、譲受人の※※さんは80歳を超えておられるんですけども、今もビニルハウス3棟、露地野菜と積極的に農業に取り組んでおられます。今回の案件については別段問題ないと判断いたしました。以上です。

〔菖蒲谷委員〕 申請の農地につきまして、去る7月28日に柴田委員及び事務局で現地確認を行いました。写真は7頁になります。現地で、申請書の資料を基に、今後の営農の見込みや周囲に与える影響等について確認を行いましたが、申請農地は譲受人の住宅の隣で家庭菜園を始めたいとのことで、計画のとおり管理ができるものと見込まれました。また周辺に作付けはされている農地はなく、影響を及ぼすことはないと思いましたので、申請につきまして許可して問題ないと判断いたしました。以上です。

〔吉田進委員〕 7月26日に事務局と瀬戸委員と私で現地確認を行いました。実際、娘婿さんが私の所へ研修に来ておられて、月、水とヒオウギについて手伝いとうか、研修に来ておられます。そういうこともありますて間違いないと思います

ので、許可して問題ないと思います。

それともう1件ですが、順番が逆になりましたが、10頁ですが同じく26日ですが、4人で現地確認しております。私の所のすぐ近くでありまして、※※さんが入って来られる前は耕作放棄地になっておりまして、たまたまその家のすぐ横に、家に入られる前から庭木が雑木化しております、この処分が大変だと思います。農地としてはいろんな物を作つておられまして、家庭菜園として十分機能している状態で、許可して問題ないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第28号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第28号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第28号については、許可します。次に日程第3、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 12頁をお願いします。議案第29号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。3件ございます。1番です。土地の所在につきましては大字滝馬※※番ほか4筆、登記地目は田が1筆、畠が4筆となっております。面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。なお、所有者の※※様につきましては、先程の議案第28号の3条所有権移転の1番の案件で御審議をお世話になりました、譲受人の※※様となっております。

先程の農地法第3条では、新たに農地を取得しようとする場合、「取得する農地を含め、経営する全ての農地を適正に管理しなければならない」という要件がございます。つきましては、経営する農地に荒廃した農地があると、新たに農地を取得できないので、荒廃農地がある場合はその農地を適正な管理状態にしていただくか、それが困難な場合は今回の申請の様に非農地の承認を受け、経営農地から外すといった手続が必要となっております。

次に2番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番ほか2筆、登記地目

はいずれも宅地、面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては平成24年3月頃から耕作していないということです。

補足になりますが、登記地目がいずれも宅地、現況地目は現在雑種地となっておりますが、農地法では現況主義となっておりまして、以前は果樹が栽培されるなど現況地目が畠となっており農地台帳にも農地として登録されております。今回、現況が雑種地となり、所有者はこの農地を経営農地から外したい訳ですが、一旦農地として農地台帳に登録されると、外すためにはこの総会で非農地として承認を受ける必要があることから申請に至っております。

次に裏面の13頁の3番お願いします。土地の所在につきましては大字江尻※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様で非農地の事由につきましては平成22年5月頃から耕作していないということです。具体的な場所につきまして、14頁に地図を添付しております。1番の滝馬、宮村の案件になります。5筆ございまして、上の地図に滝馬の1筆、下に宮村の4筆となっております。上の滝馬の地図ですが、中央に府道9号線、右に大手川、図面上の先が本町、下が宮村方面となり、図面左下が宮津天橋高等学校となっております。大字的には京街道エリアとなっており、滝馬※※は智源寺横の山の法面となっております。次に下の地図をお願いします。同じ1番の宮村部分になりますが、図面左に大手川、隣に府道9号線、中央に京都丹後鉄道宮村駅を記載しております。申請農地の内、宮村188-1につきましては、図面の方になりますが、宮村集落内の市道沿いとなっております。ほか3筆につきましては、図面右下、集落の外れになります、獣害防護柵の外側の山の法面となっております。

次に裏面の15頁をお願いします。2番の文珠になります。画面中央が天橋立ホテル、右下に天橋立駅を記載しております。申請農地は府道2号線から駅裏へ向かって市道へ入ったかかりになります。次に下の3番をお願いします。江尻の案件になります。地図は天橋立の府中側の付根付近となっており、左上に天橋公会堂を記載しております。大字は江尻となっておりますが、自治会的には天橋地区に位置しております。申請農地は集落内の住宅に囲まれた場所となっております。資料により御確認をお願いいたします。次16、17頁をにかけて現地写真と添付しております。

16頁をお願いします。最初に上の写真をお願いします。滝馬※※付近となっております。この農地につきましては、かなり以前から農地として利用されておらず、市の運用する電算の地図であります地番図にも掲載されていない農地となっております。つきましては公図と現地の地図を照合し、おおよその位置で確認を行っていることから、厳密な位置は確定できておりません滝馬※※付近という表記と

なっておりました。周囲一帯が写真の様に農地としての痕跡も残っていない状況となっていました。次に下の3枚の写真、宮村※※、※※、※※付近につきましては、いずれも同様の状況ですので、一括で御確認をお願いいたしますが、こちらにつきましては地番図に掲載があり位置は特定できましたが、現地が山の急な法面で大変荒廃しており、直接農地に踏み入ることが困難であったため、手前からの目視による確認としております。いずれも山林原野化が進み農地の形跡を確認できない状況がありました。

次に裏面の17頁にお願いいたします。1番の宮村※※になりますが、写真のとおり市道のカーブに隣接する農地で雑種地化が進んでおり、立地条件等からも農地としての利用は困難であると見込まれました。次に下の2枚目の2番、文珠の写真をお願いします。点線の部分が申請農地となります。手前中央が※※、奥が※※、右が※※となっております。昭和の頃にこの場所には住宅が建っていましたが、取り壊され、その後に果樹を植えるなど畠として利用されておりましたが、11年ほど前からその果樹の管理もされなくなり、現在は写真のとおり雑種地化が進んでおります。次に最後3番をお願いします。江尻の案件になります。点線囲みの部分が申請農地となっており、中央が※※、左が※※となっております。写真のとおり、草刈はされることがあるようですが、平成22年頃から耕作されておらず、10年以上耕起されていないことから、地面には雑草の根が強固に張った状態となっております。資料により御確認をお願いいたします。

議案第29号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当から補足説明をお願いします。1番につきましては、酒井委員、2番につきましては松本委員、3番につきましては吉田雅典委員からそれぞれお願いします。

〔酒井委員〕 写真で見てもらいますと滝馬の※※付近となっております、この地域は、私は初めて現場を見たんですけども既に山林化されており写真のとおりであります。それから宮村のその下3枚の写真の、この付近にも私の所有する所がある訳ですけども、これはもう私が子どもの時から既に農地性を失っておったように記憶しております。それから17頁の宮村※※の写真ですけれども、ここは法面が3m弱位ある所に、昔は農地だったんですけども2坪位ですが、所有者の※※さんが草刈されておって、それでも農地としては利用することは、戦前ならまだしも、利用することは困難というふうに確認しました。以上です。

〔松本委員〕 2番の農地につきまして、去る7月25日、糸井推進委員及び事務局

で現地確認を行いました。写真は 17 頁の 2 番目になります。申請書の農地につきましては、事務局の説明にもありましたが、元々住宅が建っていた土地で、取壊し後、申し訳程度に果樹が植えられて農地として登録をされていたようですが、これも 10 年以上前から管理されておらず農地としての利用は困難であり非農地であると判断をいたしました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 3 番の江尻地区の農地の関係です。去る 7 月 27 日に事務局を私 3 名で現地の確認をしました。写真を見ていただいて分るとおり固い草が生えておりまして、10 年以上放置されており耕作には向かない、また、この付近は潮が高いだんご川という川があるんですが、だいたい高潮の時期に潮が溢れて道路が潮に浸かって冠水するという場所でもあるということで、農地としてはなかなか作りにくく耕作するには不適切であると判断しました。ということで非農地として問題ないと判断いたしました。それと後日、古橋委員が現地確認を実施しております。以上です。

〔関野会長〕 それでは、これより議案第 29 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 29 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 29 号については、承認とします。次に日程 4、議案第 30 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第 30 号の当事者となります和久田委員はここで一旦退席をお願いいたします。

(和久田委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 18 頁をお願いします。議案第 30 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。初めに中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案とな

っております。13件ございます。18頁の1番、2番の2件が由良地区、3番、4番、5番の3件が獅子崎地区、6～13番までの8件が波見谷地区となっております。

1番、2番は新規就農者への貸借、3番～5番は耕作者の死亡による変更、6番～13番は耕作者転居による変更です。この内、19頁の3番の貸借につきましては耕作者が※※様となっており、当委員会宮津地域担当の和久田委員の御主人となっております。各々の詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。

次に23頁をお願いします。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定となります。1件ございます。皆原につきまして1筆の貸借となっております。備考にありますが、農地の名義は※※様となっておりますが、既に亡くなつておられることから相続人※※様からの申請となっております。貸借期間は5年で届出されておりますが、契約の終わる終期の日付を統一して4月14日と定めておりますので、4か月短い4年8か月となっております。公告日は、先程の中間管理機構を介した貸借の13件を含め、いずれも令和5年8月18日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第30号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第30号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第30号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第30号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた和久田委員に再入室いただくようお願いします。

(和久田委員の再入室)

〔関野会長〕 次に、事前の連絡はできておりませんが、日程第5「担当委員の指名について」を議題とします。

初総会からこの間に、役員会で農業委員会の体制について議論してきました。その結果、建議等専門委員会、農業者年金加入推進委員会、情報委員会及び全国農業新聞普及推進責任者につきまして、担当委員を設置することとしました。まず、この4つの担当委員について事務局から説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。今回4つの委員の担当委員についてお詰りをさせていただきたいということでございまして、まず建議等専門委員会でございます。本日配付の参考資料に設置要綱がございます。初総会の研修会の時にも例規集を配っておりますが、その時にも入っていたものでございます。この設置要綱でございますが第1条にございますけども農業委員会法の第38条に農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないということになっておりまして、毎年当初予算編成の時期の前に市長に意見書を提出しております。これは、農家を代表する委員の皆さんのが農業振興に関する意見を市長に届けていただくものでございまして、トップ会議という形で市長との意見交換をする基礎資料としております。本年度も11月中旬にこのトップ会議を開催したく建議等専門委員会で2回程度御審議いただきまして、11月14日の11月総会で決定の上、市長との懇談をしていただく予定でございます。その意見書の調整を主な仕事の内容としております。

次に農業者年金加入推進委員会でございますけれども、独立行政法人農業者年金基金が実施しております農業者年金で国民年金に上乗せする形で農家の老後の生活を安定したものにするため、全国農業会議所、JA、都道府県農業会議、農業委員会が連携して加入推進を行っております。制度の概要につきましては、また改めて説明をさせていただきますけども先日の利用状況調査の説明会で配付しました黄色のチラシでございます。この制度の内容でございます。現在本市の受給権者は41名、被保険者は4名となっております。また、本市でも年間30万円から40万円程度の業務委託手数料を年金基金から頂いております。業務の内容としましては、研修会が年1回、本日の事務連絡にも付けておりますが8月18日に研修会がございます。その他は個別訪問等をお世話になり農業者年金の加入制度の周知や加入促進を図っていただくことになるものでございます。

次3つ目ですが情報委員会です。こちらは、年1回、例年3月上旬に各戸配付しております農業委員会だよりの編集が主な内容となっております。例年年明けに会議を2回程度開催しております。

最後に全国農業新聞普及推進責任者でございますが、こちらは京都府農業会議から、農業委員会の委員の中から選任を求められているものでございまして、業務としましては農業新聞の販売促進のほか本日も事務連絡で御紹介させていただきますけども市の掲載記事の編集等に必要に応じ関っていただくということ

にしております。ただ今説明しました3つ目の農業者年金と、4つ目の農業新聞の普及につきましては担当委員に関らず皆様にも普及促進をお世話になっておりますので御承知おきをいただきたいと思います。説明は以上でございます。

〔関野会長〕 ただ今の説明に関し、御質問、御意見はございますか。

(質疑応答)

〔関野会長〕 それでは、私から担当委員を指名させていただきます。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

〔関野会長〕 それでは最初に、宮津市農業委員会建議等専門委員会の委員として、役員の6名の方を指名し、加えて、酒井義浩さん、吉田進さん、粉川正太郎さん、柴田眞市さんの4名、計10名を指名します。

また、農業者年金加入推進委員会の委員として、今中会長職務代理者、宇野由美子さん、松本聰さん、小山有美恵さん、溝口喜順さんの5名を、情報委員会の委員として、和久田二三代さん、宮崎正之さん、垣根敏孝さん、杉本廣行さん、志水雅さんの5名を、全国農業新聞普及推進責任者に菖蒲谷透さん、平野信也さんの2名をそれぞれ指名します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

なお、今回、指名のなかった委員の皆様も今後お世話になることがあるかと思いますが、その節は、どうぞよろしくお願いします。以上で議事日程は全て終了いたしました。本日の配付資料にありますとおり先の役員会で行われました専決報告を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願ひいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会長 関野揚司

委員 山田正明

委員 松本聰

記録者 小西正樹